ホットな消費者見守りニュース

115号

支援金が受け取れる？うまい話にはご注意！

アドバイス

■「『支援金を給付する』などというメールが届き、給付手続きを進めると、手続きのため電子マネーカードを購入するよう促された」という相談が多く寄せられています。

■**相手が信用できるかどうか事前に調べましょう**
公式サイトや公的機関の情報を確認し、信頼できる相手かどうかを見極めましょう。

■**不審なメールは無視しましょう**
身に覚えのないメールには返信せず、添付のURLにもアクセスしないようにしましょう。

■**支払前に相談しましょう**
支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。「お金を支援します」といったメールは安易に信用せず、迷ったときは消費者ホットラインに相談しましょう。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番なし 188（いやや）

和歌山県消費生活センター

2026年 10月